

令和8年1月21日

質 疑 回 答 書

(1/5)

事業名	我孫子市電子契約サービス提供業務委託	
発注課名	我孫子市 資産管理課 契約係	
質 疑	回 答	
1 見積価格の評価点の算出方法について 募集要項「7(2)イ」において、様式4から7までの評価点は「小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出」と記載されています。 見積価格の評価(様式8)についても、同様に小数第1位まで算出されるという理解でよろしいでしょうか。	1 評価において小数点以下の端数が生じる場合は、様式4から7までの算出と同様に処理します。	
2 様式3(実績一覧)の評価について 過去5年以内の官公庁における受注実績が数百件ある場合の様式3の記載について確認させてください。 評価項目「実績状況(満点5点)」において、一定件数以上は同一評価となるなどの基準がありましたらご教示ください。	2 評価方法は公表していません。 本評価項目は、参加者の受注実績に応じて評価するものになるため、該当する案件は提出されるものと考えます。	

質 疑	回 答
<p>3 建設業法施行規則第13条の4第2項に関するグレーゾーン解消制度について 「提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項に規定する技術的基準を満たすことについて、「グレーゾーン解消制度」へ申請し、所管庁の確認を受けていること」とありますが、建設業法施行規則第13条の4第2項に関して、以下2点について確認させてください。</p> <p>(1) 同条項について、令和2年改正前にグレーゾーン解消制度により技術的基準への適合性が確認されている電子契約サービスであれば、当該確認をもって要件充足と判断して差し支えないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) また、令和2年改正は「相手方が本人であることを確認できる措置を講じていること」という文言の追加にとどまり、新たな技術的基準を創設したものではないことから、改正後に改めてグレーゾーン解消制度の確認を取得することまでは求められないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>4 経営状況の評価について 評価項目「経営状況（満点5点）」は、総売上高、総職員数、営業年数の3項目で評価されることはですが、各項目の配点または評価方法をご教示ください。</p>	<p>3</p> <p>(1) お見込みのとおりです。</p> <p>(2) お見込みのとおりです。</p> <p>4 評価方法については公表していません。 本評価項目の各項目の数値に応じて評価します。</p>

質 疑	回 答
<p>5 「4 電子契約システム要件 (2) 適法性 イ」について 我孫子市様では、建設工事に関する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。 実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法(昭和24年法律第100号)上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第13の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」という要件については、安心して建設工事に関する契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>5 建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していれば、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得している必要はありません。</p>
<p>6 「4 電子契約システム要件 (4) その他 コ」について 「府内の必要な承認を経なければ外部に署名依頼を送信することができないワークフロー機能を有すること」とは、電子契約サービス内でのみ回覧する機能という認識で間違いないでしょうか。セキュリティの観点から契約文書に各承認者の署名情報(メールアドレス等)が残らない決裁フローのイメージです。 また、各承認者は一般的な決裁フロー機能のように固定できる必要があるとの認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>6 メールの受信を除き、基本的に承認等の作業は電子契約サービス内で行うものと認識しています。 各承認者の固定化については、必須の機能とは考えませんが、必要性について提案することは可能です。</p>

質 疑	回 答
<p>7 「4 電子契約システム要件 (4) その他 シ」について 「原契約と覚書、変更契約等が一連の契約であることが容易に判別できる機能を有すること。」とは検索機能やフォルダを開いて確認するのではなく、一連の契約である事が管理画面上にてツリ一表示などで一目で判断できる機能の認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>7 当該機能は特定の機能を指すものではありません。ご指摘の機能についての有用性を提案することは可能です。</p>
<p>8 「9 担当課・連絡先【参考】」について 契約書作成件数および請書作成件数をご記載いただいておりますが、これらは本プロポーザル担当課における件数との理解でよろしいでしょうか。また、請書での利用を想定されているものとお見受けしますが、請書の性質上、実務面および法的観点からも、相手方(提出者)のみが電子署名できることが望ましいと考えております。 そのため、本調達においては片側署名(相手方のみの電子署名)が可能であることは必須要件との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>8 【参考】で示した件数は、市で取り扱う契約の総件数です。 請書での利用は現時点で未定であり、片側署名が可能であることは必須要件ではありませんが、より多くの事業者に活用の機会を広げるという観点から、片側署名が可能であることは望ましいと考えます。</p>
<p>9 「プロポーザル募集要項 7 企画提案の評価 (1)評価項目等 実績状況「3参加資格」(2)の受注実績の件数」について こちらは提案事業者の実績に基づく認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>9 お見込みのとおりです。</p>
<p>10 「(2)書類審査 ウ 様式8(見積書)の書類審査」について 小数点以下は、切り上げ、切り捨てどちらになりますでしょうか。</p>	<p>10 1の回答のとおりです。</p>

質 疑	回 答
11 「(3)ヒアリング及びデモンストレーション」について プレゼンテーションの出席者上限はございますか。	11 出席者の上限はありません。 なお、出席者の人数等は、開催に当たり、事前にお伺いします。
12 「9 作成方法 (1)企画提案書兼誓約書(様式1)」について 企画提案書兼誓約書に記載すべき日付の指定はございますでしょうか。	12 作成日としてください。
13 「(8)見積書(様式8)」について ・最低制限価格の設定はありますでしょうか。 ・見積書に記載の内訳項目毎に0円の記載は問題ないでしょうか。	13 最低制限価格の設定はありません。 募集要項のとおり、使用料に導入費用を含めて見積る等の場合には、0円の記載でも可とします。